

スラバヤ日本人学校幼稚部保護者会会則

第一章 会の名称と目的

第1条 この会は、スラバヤ日本人学校幼稚部（以下「幼稚部」という）保護者会と呼称します。（以下「会」という）

第2条 会は、幼稚部に学ぶ園児が充実した幼児教育を受けられるために、保護者が協力して支援することを目的とします。

第二章 会の活動方針

第3条 会は次のことを方針として活動します。

- (1) 幼稚部教諭の要請がある場合、保護者は教諭の指示に基づいて協力し、幼稚部の発展に努める。
- (2) 民主教育についての理解を深め、これを推し進める。
- (3) 物心両面において、よい教育環境をつくるように努める。
- (4) インドネシア社会との協調に努める。
- (5) 会員相互の教養を高め、親睦を図る。

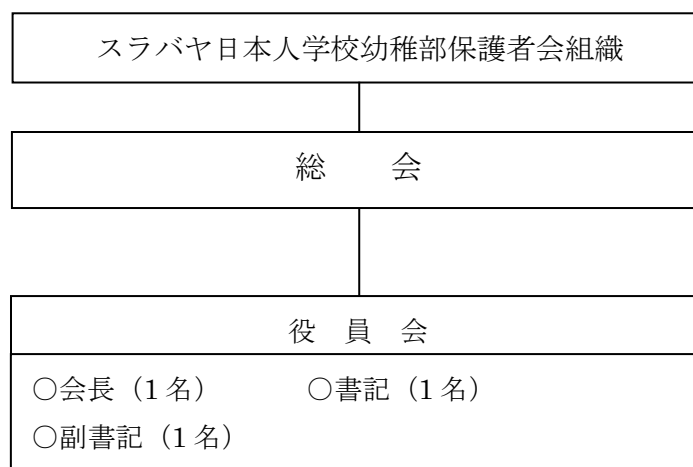
第三章 会員と組織

第4条 会は次の会員によって構成されます。

- (1) 幼稚部に在籍する幼児の保護者
- (2) 幼稚部の発展に熱意のある、上記以外の日本人

第5条 会は年度途中よりの新規会員の入会を認めます。

第6条 会の組織は、以下の通りとします。



第四章 総会

- 第7条 定期総会は年2回開催とします。ただし、書面による開催と決議も可能とします。臨時総会は役員が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催します。
- 第8条 総会は会員の過半数の出席、ないしは委任状によって成立します。ただし、保護者複数が出席の場合は1家庭1票と見なします。
- 第9条 議決は、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。
- 第10条 議決事項は以下の通りとします。
- (1) 会則の改正
 - (2) 役員を選出、解任に関する事項
 - (3) その他、役員会により提案された事項

第五章 役員会

- 第11条 会は役員会を置き、次の任務に当たります。
- (1) 総会に対する議決事項の提案
 - (2) 総会議決事項の執行
 - (3) 会の日常の運営にかかわる諸事項
- 第12条 役員会は次の役員により構成され、下記の任務に当たります。
- (1) 会長は会を代表し、総会及び役員会を招集し、会議を主宰します。
 - (2) 書記は、総会及び役員会の議事や、その他の重要事項を記録・印刷し、その管理にあたります。
 - (3) 副書記は、書記を補佐し、書記が不在のときは、その代理を務めます。
- 第13条 役員任期は1年とします。ただし、再任はこれを妨げないものとします。
- 第14条 役員に欠員が生じた場合、役員が必要と認めた場合は補充します。その時の任期は、前任者の残りの任期とします。
- 第15条 幼稚部及び会の諸活動を円滑に行うため、必要に応じて各種の係をおくものとします。係の設置については役員会にて決定することとします。
- 第16条 役員会の議事の決定は、役員2分の1以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。

附則 この会則は、スラバヤ日本人学校幼稚部として設立した日（1998年4月1日）から執行する。

1998年 2月 27日	制定
2000年 6月 3日	一部改定、2000年6月3日施行
2001年 3月 3日	一部改定、2001年3月3日施行
2002年 11月 30日	一部改定、2002年11月30日施行
2004年 4月 1日	一部改定、2004年4月20日施行
2006年 3月 10日	一部改定、2006年4月1日施行
2024年 1月 7日	一部改定、2024年4月1日施行